

税のお知らせ

ご存知ですか

固定資産税・都市計画税

～転居したとき～



固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在に、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人に課税されます。

市外に転出しても、市内に固定資産を所有している場合は引き続き課税対象となりま

す。ただし、海外への転勤などで家族全員が国外に転出して

いる場合には、あらかじめ納税管理人（納税義務者本人に

代わり、納税に関する一切の

手続き「書類の受領、納税や

還付金の受領など」を行う「人

を選定し、課税課土地係または家屋係まで申告してください。

帰国により納税義務者本人が納税できるようになった場

TEL 06・6992・1474

お引越し



固定資産税の減額措置

耐震改修工事

昭和57年1月1日以前に建築

対象要件

必要書類

してください。

した住宅で、現行の耐震基準に適合する改修工事を行った場合

○耐震改修費用の自己負担額が50万円以上

○耐震基準適合証明書
○領収書の写しなど

（共同住宅は棟全体の耐震改修が必要）、改修工事が完了した

○平成27年12月31日までに改修工事を行っていること

なお、耐震改修計画は、建築指導課と事前に相談してください。

翌年度（1年間）について、固定資産税を2分の1減額します。

○耐震改修工事完了日からおおむね3か月以内に、所有者が固定資産税減額申請書に必要書類を添えて、課税課家屋係へ提出

問課税課・家屋係
TEL 06・6992・1474

ただし、減額対象の床面積は120㎡までです。

○建築指導課
TEL 06・6992・1698

住宅バリアフリー改修工事

平成19年1月1日以前に建築した住宅で、一定のバリアフリー改修工事を行った場合（貸

必要書類

家住宅を除く）、改修工事が完了した翌年度（1年間）について、固定資産税を3分の1減額

○納税義務者の住民票の写し（市内在住者は不要）
○領収書の写しなど

○工事明細書、設計書の写しなど

します。

○出入口の戸の改良（引き戸への取り替えなど）

○次のいずれかの人が住んでいること
①65歳以上の人が住んでいること
②65歳以上の人が住んでいることが確認できるもの（住民票などの写し）

ただし、減額対象の床面積は100㎡までです。

○床の材質の改良

③障がい者手帳を交付されている人

対象要件

○このままでバリアフリー改修における固定資産税減額措置を受けていない

④要介護認定または要支援認定を受けている人

○バリアフリー改修費用の自己負担額が50万円以上

○障がい者手帳を交付されている人

⑤要介護認定または要支援認定を証する書類（介護保険の被保険者証などの写し）

○次のいずれかの改修工事を行っている

○バリアフリー改修工事完了日からおおむね3か月以内に、住宅所有者が固定資産税減額申請書に必要書類を添付し、課税課

問課税課・家屋係
TEL 06・6992・1474

①廊下の拡幅

○階段のこう配を緩和

○浴室改良

○手すりの取り付け

○便所改良

○手すりの取り付け

○屋内の段差解消

○出入口の戸の改良（引き戸への取り替えなど）

○床の材質の改良

固定資産課税台帳の閲覧、縦覧帳簿の縦覧

固定資産課税台帳の閲覧

対 納税義務者、納税義務者の納税管理人または納税義務者の委任状を持つ代理人や借地借家人などの関係者

期間 4月1日(水)から

(土・日・祝日は除く)

時 午前9時～午後5時30分

場 市役所1号別館2階課税課

(①番窓口)

手数料 1件300円

注 4月1日(水)～6月1日

(月)(土・日・祝日は除く)

は無料

持 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、前年度の納税通知書など)

新年度の納税通知書に添付の「課税明細書」でも課税内容が確認可。借地借家人などの関係者は、本人確認書類と併せて、その権利を証する書類(賃貸契約書の写しなど)

縦覧帳簿の縦覧

縦覧とは、市内に土地か家を所有する固定資産税の納税義務者が、自己の土地または家屋の価格と他の土地または家屋の価格を比較して、これが適正であるかどうかを無料で確認する制度です。

対 納税義務者、納税義務者の納税管理人または納税義務者の委任状を持つ代理人など

期間 4月1日(水)～6月1日(月)(土・日・祝日は除く)

は無料

持 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、前年度の納税通知書など)

時 午前9時～午後5時30分
場 市役所1号別館2階課税課

(①番窓口)

問 課税課・土地係・家屋係
TEL 06・6992・1474

	納税者 (共有者含)	納税者と 同居の親族	納税管理人	借地人 借家人	納税者からの委任状 などを持参の人
閲覧	○	○	○	○	○
縦覧	○	○	○	×	○

- 注** 閲覧または縦覧を申請する人は、本人確認ができるものが必要です。
- 注** 同居の親族の人が申請するときは、納税者との関係が確認できるものが必要です。
- 注** 納税者が法人である場合は、その法人の代表者もしくは受任者であることを証するもの(委任状など)が必要です。
- 注** 借地人や借家人は、賃貸借契約書など地上権その他の権利の成立および有効性を証する書類が必要です。

国民健康保険料
夜間・休日納付相談

平日や昼間、仕事などで忙しい人は利用してください。

夜間 4月6日(月)・7日(火)・9日(木)・10日(金)・20日(月)・21日(火)・23日(木)・24日(金)いずれも19:30まで

休日 4月12日(日)・26日(日)
10:00～15:00

場 保険収納課、保険課(市役所本館1階)

TEL 06-6992-1538、1532、1545

注 来庁時は、夜間休日受付出入口(正面玄関側)を利用してください。

車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日受付出入口(正面玄関側)の前に設置していますが、駐車台数に限りがありますのでご協力をお願いします。

問 保険課
TEL 06・6992・1625

平成27年度国民健康保険料を軽減する所得判定基準が下表のとおり変更されます。
これにより、保険料の軽減を受けることができる世帯の対象範囲が広がり、低所得者層の世帯の保険料負担の軽減を図ることができます。

平成26年度	
7割	1世帯当りの所得 ≤ 33万円
5割	1世帯当りの所得 ≤ 33万円 + (24.5万円 × 被保険者数)
2割	1世帯当りの所得 ≤ 33万円 + (45万円 × 被保険者数)

変更

平成27年度	
7割	1世帯当りの所得 ≤ 33万円
5割	1世帯当りの所得 ≤ 33万円 + (26万円 × 被保険者数)
2割	1世帯当りの所得 ≤ 33万円 + (47万円 × 被保険者数)

国民健康保険料を
軽減する所得判定
基準の変更

保険のお知らせ

